

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	【上位目標】 ミンダナオ島中部バンサモロ地域において、教育機関の平和教育実施能力と、村及びモロ・イスラム解放戦線(MILF)治安担当者の紛争調停能力を高めることで、草の根レベルでの平和を定着させること。 (達成度とその理由：100%達成) 予定していた活動がすべて実施され、期待していた成果指標も達成することができたため。また、研修参加者による自発的な取り組みも見られ、研修の効果が地域レベルに波及していることが確認されているため。※詳細は、「3. 達成された成果」の通り。
(2) 事業内容	(ア) 教育機関の平和教育実施能力強化コンポーネント (1) 教育省ソクサージョン地方での「平和の学校基礎研修」 教育省ソクサージョン地方及び州・市担当官等を対象に、「平和の学校」運営に関する研修を4回実施し、計96名(延べ133名)が参加した。2016年1月には、ソクサージョン地方とムスリム・ミンダナオ自治地域(ARMM)の教育省や地域内の平和教育に積極的な学校が集まり、「平和の学校 kongress」が開催された。 (2) 重点地域ピキット西部における「平和の学校研修」の実施 ピキット西部3高校の教師等を対象に、平和教育の基礎や平和教育授業案の作成等の研修を8回、平和の学校同士の連携会議を4回開催し、計290名(延べ477名)が参加した。 (3) 重点地域ピキット西部における「平和の学校建設」(ハード) ダトゥ・ビトル・マンガンサカン記念高校及びマバグカヤ小学校に、それぞれ1棟2教室(計2棟4教室)の建設と180名分の机・椅子・黒板等の備品の整備を行った。 (イ) 村及びMILF 紛争調停能力強化コンポーネント (4) 村(バランガイ)レベルでの紛争調停能力向上研修 ピキット西部の10村の有力者等を対象に、紛争時の子どもの保護や紛争の平和的解決手法等に関する研修を4回実施し、計77名(延べ93名)が参加した。 (5) MILFの紛争調停能力向上研修 MILFメンバーを対象に、平和の基礎概念や紛争の平和的解決手法に関する研修を3回実施し、計67名(延べ95名)が参加した。
(3) 達成された成果	【成果1】 教育省ソクサージョン地方及び州・市担当官に、学校に平和教育を導入する重要性が共有される。 (指標1)「平和の学校 kongress」で、同州・市担当官により、平和教育の重要性を訴える宣言が1回行われる。 (達成度とその理由) 100%達成 2016年1月14日～16日、ミンダナオ島ダバオ市で「平和の学校 kongress」が開催され、ミンダナオ和平促進のために、平和教育に積極的な「平和の学校」を普及していく宣言が、教育省ソクサージョン地方及び州・市担当官によってなされた。その後、同地方教

育省が自主的に 5 校に対して「平和の学校」の運営や平和教育を授業に統合する方法に関するオリエンテーションを実施する等、同地方において、平和教育を学校レベルに浸透させる教育省の取り組みが観察されている。

【成果 2】

ピキット町西部の 3 つの高校で、平和教育が学校運営に取り入れられる。

(指標 2) 同校で平和に関する授業案が 9 つ以上完成する。

(達成度とその理由) 100%達成

本事業終了までに、「平和の学校研修」対象の 3 校で、計 12 の平和に関する授業案が完成した。算数の割り算における授業案では、資源を平等に分配するには、一人に何個ずつ分配するべきかという課題に対し、単純に人数で割る算数としての回答方法を教えるのみならず、同時に、現実社会で単純に割ることができない場合は、「対話」を通じて、平和的に分配する重要性を伝える内容となっており、また歴史の授業案では、フィリピンでは多数派であるキリスト教徒から見た歴史だけではなく、少数派のイスラム教徒から見た歴史も教えること、会話を学ぶ語学の授業案では、まずは相手の主張を理解したことを伝えた上で、「自分は～と思う」と述べる表現を取り入れた対話文を用いて、口論に発展しない対話表現となっていることを確認した。

研修を経て、各学校では、授業外の平和活動も学校運営に積極的に取り入れられるようになった。生徒間の揉め事を生徒たち自身が平和的に解決する「平和委員会」の組織、生徒間で揉め事があった場合に話し合いを行う場である「平和の机」、平和に関する資料を展示する「平和コーナー」、平和や自らについて話し合う場である「ピースパーク」等も整備された。さらに、対象校の中には、独自の活動として、イスラム教における平和の概念や価値観を振り返る「平和シンポジウム」を、村の役員と協働で開催している例もあり、「平和の学校」をベースに、地域に平和を根付かせていく活動が見られている。

平和教育が学校運営に導入された結果、各校では、生徒間の暴力的な喧嘩の事例が減少し、些細な争いも当事者間で話し合いを通して解決できるようになったと対象校から報告を受けている。

事業終了時には、平和の学校宣言式典が開催され、同 3 校は「平和の学校」として教育省より認定を受けた。

【成果 3】

ダトゥ・ビトル・マンガンサカン記念高校及びマパグカヤ小学校の子ども 160 名の教育環境が整えられる。

(指標 3) 同校 160 名以上の子どもたちが、教育省基準に従った 4 教室で、自分の机と椅子を使用し、学ぶことができる。

(達成度とその理由) 100%達成

上記 2 校において、各 1 棟 2 教室の新築（計 2 棟 4 教室）及びトイレが完成した。また、各棟には生徒用の机椅子が 90 個、教師用の机と椅子が 2 セット、そして黒板も各教室に 1 つずつ設置され、2

平和的紛争解決法の基礎 「対話」：相手の意見にも耳を傾けさせる。 「仲裁」：妥協点を探す。 「交渉」：揉め事の原因を分析し、解決への道筋を見せる。	校合わせて計 180 名の子どもたちの教育環境が改善された。本事業開始前、雨が降ると雨漏りがするため、しばしば授業を中断しなければならなかったダトゥ・ビトル・マンガンサカン記念高校や、紛争で壊れた校舎で学習し、強風が吹くと倒壊する恐れがあるため、風が吹く度に授業を中断して外に避難していたマパグカヤ小学校の状況が、校舎の完成によって改善された。2016 年 6 月より、新しい教育年度となるが、生徒数の増加が期待されている。 【成果 4】 ピキット西部の村役員の紛争を平和的に解決する能力が高まる。 (指標 4) 25 名以上の村役員が、紛争を平和的に解決する方法について体系立てて 3 つ以上答えることができる。 (達成度とその理由) <u>100%達成</u> 研修後に実施したケース別の効果測定確認テストにおいて、研修に参加した 51 名の村役員が、紛争を平和的に解決する「対話」「仲裁」「交渉」という 3 つのキーワードを具体的に体系立てて説明ができるようになったことが確認された。 各村では、平和の概念を地域に広める独自の活動も始められており、例えば、カバサラン村では、研修での学びを他の住民に共有する機会が定期的に持たれ、シリック村では、平和への祈りや平和に向けたスローガンが書かれた横断幕を持って村内を行進する「平和の日」が設定され、パイドゥ・プランギ村では、紛争や災害などの緊急事態に備えて、「応急手当セミナー」が村と学校の協働で実施されるようになった。また、本研修を受けたシリック村やプノル村の参加者が、村内において、金銭関係による家族間の争いに介入し、当事者間の話し合いを促し、返済計画を立て、武力衝突に至る前に平和的に紛争が解決された事例が報告されている。 【成果 5】 MILF メンバーの紛争を平和的に解決する能力が高まる。 (指標 5) 25 名以上の MILF メンバーが、紛争を平和的に解決する方法について体系立てて 3 つ以上答えることができる。 (達成率とその理由) <u>100%達成</u> 研修後に実施したケース別の効果測定確認テストにおいて、研修に参加した 27 名の MILF メンバーが、紛争を平和的に解決する「対話」「仲裁」「交渉」という 3 つのキーワードを具体的に体系立てて説明ができるようになったことが確認された。研修後のフォローアップ調査では、ある参加者は、土地問題に起因する争いのケースにおいて、当事者双方の話し合い（対話）を促進し、争い事の原因を客観的に分析し、土地権利書といった証拠書類を紐解き、事実確認を行うことを提案し（仲裁）、両者が今後すべきということに焦点を当てて問題を解決に導いて（交渉）いた。また別の参加者は、大統領選挙前に地域の政治的な対立が激化した際、まず話し合い（対話）を促し、論点を個人的利益から地域の平和に転換させて（仲裁）、争いは避けるよう（交渉）、対立関係にある家族を諭していた。このように、実際の行動においても、「対話」「仲裁」「交渉」という平和的解決法が実践されていることが確認されている。
---	---

(4) 持続発展性 ※「ソクサージョン地方教育開発5ヵ年計画：2015～2019」(教育省)では、当団体の平和教育活動についての記述がなされている。	当団体は、研修の効果及び建設された教室と設置された備品について、事業終了後最低5年間、モニタリングを行うとともに、随時フォローアップをしていく。各活動の詳細は以下の通りである。 (ア) 教育機関の平和教育実施能力強化コンポーネント 教育省ソクサージョン地方担当者への研修後、教育省の参加者たちは、まだ平和教育を取り入れていない学校を対象に、平和教育のオリエンテーションを開始しているが、これらの活動は、各学校へ平和教育を導入する方針が記載されている「ソクサージョン地方教育開発5ヵ年計画：2015～2019」(※)を担保として、その効果が持続することが期待されている。 重点地域の学校での研修では、本事業を通して作成された「年間活動計画書」に、「村との協働の平和シンポジウムの開催」や「新任教師や生徒に対する平和教育のオリエンテーション」、「紛争時の避難訓練の実施」等が学校の活動として盛り込まれた。この「年間活動計画書」は、教育省が学校活動の評価やモニタリングに活用する文章であり、教育省による学校への予算配分を行うための文章でもある。本事業で生まれた「平和の学校」の活動は、このような仕組みで持続性が担保されることが期待されている。 建設された教室や備品の維持管理は、当法人と教育省及び対象校の間で取り交わされた「引渡協定書 (Deed of Donation)」に基づき、教育省と学校が予算措置を行う。 (イ) 村及び MILF 紛争調停能力強化コンポーネント 村での研修は、学校を対象とした「平和の学校」の研修で作られた上記の「年間活動計画書」の中に、村役員の参加が義務化されており、「平和の学校」の存続要件となることで、効果が担保されている。また、フェーズ1において、本村役員への研修は、対象村で「平和ゾーン」を構築するための基礎として実施されており、フェーズ3での「平和ゾーン」完成によって、効果が維持されていく仕組みが出来上がることになる。 2016年6月30日以降の新政権下でも、MILFは、組織として存続していくことが見込まれており、研修参加者は、引き続き、紛争調停にあたることが期待されている。フェーズ2及び3にて、より多くのMILF関係者の紛争調停能力を高めることで、その効果を高めていく。
--	--